

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

告示

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…四

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…五

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表事業所数の項数値の算定の方法の欄中「平成二十八年六月一日」を

「令和三年六月一日」に改め、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「令和三年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和四年二月四日三総行区第七百六十九号総務局長決定）及び令和四年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和五年二月十日四総行区第八百四号総務局長決定）」を「令和五年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和五年十二月十九日五総行区第六百四十九号総務局長決定）」に改める。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款国民健康保険事業助成費の項中「（第百三十三号）」を削る。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・八〇三」を「〇・七五〇」に、「〇・九〇二」を「〇・八七五」に、「一・一一五」を「一・一七九」に、「一七・八六九」を「一九・八二二」に改め、同款(2)の項中「〇・四九五」を「〇・四九八」に、「一・一五二」を「一・一五一」に改め、同表二の部1の款(1)の項中「一・三五〇」を「一・三四六」に、「一・一六三」を「一・一六五」に、「〇・八四六」を「〇・八四三」に、「七八・四八八」を「七八・五九八」に、「四三・一五四」を「四三・二二三」に改める。

附則第二項中「1.112977」を「1.0858632」に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.482」を「0.471」に、「0.518」を「0.529」に改め、同部民生費の款老人福祉費の項中「0.951」を「0.952」に、「0.049」を「0.048」に改め、同款生活保護費の項中「0.936」を「0.937」に、「0.064」を「0.063」に改め、同款児童福祉費の項中「0.851」を「0.849」に、「0.149」を「0.151」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.893」を「0.895」に、「0.107」を「0.105」に改め、同部衛生費の項中「0.817」を「0.820」に、「0.183」を「0.180」に改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0.620」を「0.619」に、「0.380」を「0.381」に改め、同款収集作業費の項中「0.880」を「0.834」に、「0.120」を「0.166」に改め、同款収集車両費の項中「0.905」を「0.846」に、「0.095」を「0.154」に改め、同款処理処分費の項中「0.940」を「0.928」に、「0.060」を「0.072」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.444」を「0.445」に、「0.556」を「0.555」に改め、同款産業経済費の項中「0.792」を「0.836」に、「0.208」を「0.164」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.620」を「0.627」に、「0.380」を「0.373」に改め、同款道路橋りよう費

の項中「1.015」を「-0.377」に、「2.015」を「1.377」に改め、同款公園費の項中「0.571」を「0.573」に、「0.429」を「0.427」に改め、同款教育費の項中「33,240人」を「32,730人」に、「0.722」を「0.720」に、「0.278」を「0.280」に改め、同表投資的経費の部清掃費の項中「0.555」を「0.556」に、「0.445」を「0.444」に改め、同款教育費の項中「33,240人」を「32,730人」に、「0.608」を「0.611」に、「0.392」を「0.389」に改める。 別表第二經常的経費の部議会総務費の項中「0.021」を「0.023」に、「0.977」を「0.976」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1.042」を「1.037」に、「0.827」を「0.829」に、「4.047」を「3.939」に改め、同款老人福祉費の項中「0.867」を「0.868」に、「0.103」を「0.102」に、「24.108」を「24.067」に改め、同款生活保護費の項中「1.263」を「1.291」に、「0.934」を「0.920」に、「0.279」を「0.276」に、「10.090」を「10.003」に、「0.459」を「0.450」に、「0.467」を「0.474」に、「0.148」を「0.147」に、「0.064」を「0.063」に改め、同款児童福祉費の項中「0.644」を「0.639」に、「0.334」を「0.340」に、「2.321」を「2.403」に、「0.903」を「0.900」に、「0.437」を「0.444」に、「0.538」を「0.537」に、「13.688」を「13.507」に、「0.863」を「0.865」に、「0.105」を「0.097」に、「0.964」を「0.967」に改め、同部衛生費の項中「0.909」を「0.891」に、「0.953」を「0.954」に改め、同部清掃費の項中「2.133」を「2.008」に、「0.927」を「0.931」に、「平成28年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成28年度」を「令和3年度」に改め、同部土木費の項中「3,397+0.308」を「6,271-0.231」に、「3,397に」を「6,271に」に改め、同款教育費の款小学校費の項中「1.144」を「1.081」に、「0.785」を「0.796」に改め、同款中学校費の項中「1.823」を「1.771」に、「0.662」を「0.672」に改め、同款その他の教育費の項中「11.98」を「12.02」に、「0.925」を「0.935」に、「29.10」を「29.75」に、「0.964」を「0.965」に改め、同表投資的経費の部土木費の項中「13,088」を「11,634」に、「27」を「25」に、「163」を「168」に改める。 別表第三經常的経費の部議会総務費の項中「1.005」を「1.006」に、「1.010」を「1.011」に、「1.015」を「1.017」に、「1.020」を「1.022」に、「1.025」を「1.028」に、「1.030」を「1.033」に、「1.035」を「1.039」に、「1.040」を「1.044」に																					
「20.798」を「14.274」に、「0.115」を「0.077」に、「11年間」を「12年間」に、「544,586,438」を「542,695,968」に、「26,187」を「24,743」に、「349,374,474」を「348,147,605」に、「427,459,260」を「425,966,950」に、「466,501,652」を「464,876,623」に、「635,685,354」を「633,485,204」に、「674,727,747」を「672,394,877」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,455,503」を「3,482,574」に、「15,028」を「15,188」に改め、同款老人福祉費の項中「74,626」を「75,974」に改め、同款児童福祉費の項中「1,381,520」を「1,409,340」に、「1,748,880」を「1,770,770」に、「2,398,850」を「2,393,970」に、「4,290,800」を「4,258,100」に、「150,365」を「149,242」に、「208,920」を「215,240」に、「262,900」を「268,910」に、「244,560」を「245,640」に、「476,560」を「475,900」に、「12,237」を「12,315」に、「293,593,242」を「293,391,076」に、「9,946,219」を「10,023,693」に、「1,528,757」を「1,559,759」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0,4818」を「0,5114」に、「0,6291」を「0,6173」に																					
「 <table><tr><td colspan="2">補正Ⅱの算式</td></tr><tr><td>$\frac{B}{A \times 13.051} + 1$</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">算式の符号</td></tr><tr><td>A 測定単位の数値</td><td></td></tr><tr><td>B 当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">補正Ⅲの算式</td></tr><tr><td>$-\left(\frac{B}{A \times 13.051}\right) + 1$</td><td>を</td></tr><tr><td colspan="2">算式の符号</td></tr><tr><td>A 測定単位の数値</td><td></td></tr><tr><td>B 当該年度における東京都国民健康保険事業費納付金において講じられ</td><td></td></tr></table>		補正Ⅱの算式		$\frac{B}{A \times 13.051} + 1$		算式の符号		A 測定単位の数値		B 当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額		補正Ⅲの算式		$-\left(\frac{B}{A \times 13.051}\right) + 1$	を	算式の符号		A 測定単位の数値		B 当該年度における東京都国民健康保険事業費納付金において講じられ	
補正Ⅱの算式																					
$\frac{B}{A \times 13.051} + 1$																					
算式の符号																					
A 測定単位の数値																					
B 当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額																					
補正Ⅲの算式																					
$-\left(\frac{B}{A \times 13.051}\right) + 1$	を																				
算式の符号																					
A 測定単位の数値																					
B 当該年度における東京都国民健康保険事業費納付金において講じられ																					

る激変緩和措置の影響を調整する額 として知事が算定した額		にため、同 款後期高齢者医
補正Ⅳの算式 $\frac{B}{A} \times 0.2653 + 0.9912$		
補正Ⅱの算式 $\frac{B}{A} \times 0.2802 + 0.9914$		にため、同 款後期高齢者医
療制度事業助成費の項中「0.0615」や「0.0607」に、 「0.0519」や「0.0516」に、 「0.9998」や「0.9997」に、 「42,752」や「43,038」に、 「8,429,550」や「8,483,670」に、 「9,725」や「9,982」に、 「A×12」や「A×13」に、 「5,538」に、 同 款収集車両費の項中「31」や「36」に、 「1,504」や「1,554」に、 同 款処理処分費の項中「3,292」や「2,733」に、 同 款経済労働費の款生活経済費の項中「48,811,050」や「49,289,400」に、 「451」や「453」に、 同 款産業経済費の項中		
「事業所数	補正Ⅰの算式 $\frac{B \times 19,160,563}{A \times 58,573} + 1$	に、 「173.983」や
	算式の符号 A 測定単位の数値 B 当該年度の4月1日現在において、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条の規定により設置されている農業委員会の数	
「事業所数		に、 「173.983」や
補正Ⅰの算式 $B \times \left(\frac{C \times 11,427,805}{174} + 5,620,800 \right) + 1$ A×74,834		
算式の符号 A 測定単位の数値 B 当該年度の4月1日現在において、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条の規定により設置されている農業委員会の数 C 農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該特別区の区域内の農業世帯の数		に、 「173.983」や
「175,164」に、 「58,573」や「74,834」に、 同 部土木費の款建築公害費の項中「1,956」や「2,031」に、 「2,487」や「2,483」に、 同 款都市整備費の項中「1,104」や「1,112」に、 同 款道路橋のりば費の項中「8,078,698」や「8,192,562」に、 「10,101,048」や「10,218,872」に、 「12,164,658」や「12,217,462」に、 「61」や「56」に、 同 部教育費の款小学校費の項中「0.0519」や「0.0516」に、 「0.1758」や「0.1752」に、 「0.1931」や「0.1928」に、 「0.5793」や「0.5803」に、 「65,679,070」や「65,907,660」に、 「78,676,446」や「78,993,453」に、 「108,259,973」や「109,470,095」に、 同 部中学校費の項中「0.1283」や「0.1282」に、 「0.2038」や「0.2040」に、 「0.6493」や「0.6492」に、 同 部の他の教育費の項中「0.572」や「0.569」に、 「0.428」や「0.431」に、 「1.134」や「1.136」に、 「1.268」や「1.271」に、 「1.402」や「1.407」に、 「1.536」や「1.542」に、 「1.670」や「1.678」に、 「1.804」や「1.813」に、 「942,150」や「960,590」に、 「1,326,350」や「1,343,270」に、 「6,436」や「6,416」に、 「183,010」や「188,150」に、 「253,510」や「258,990」に、 同 部その他諸費の項中「8,570」や「8,505」に、 同 表投資的経費の部議会総務費の項中		

「1,058」を「1,056」に、「1,025」を「1,024」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,058」を「1,056」に、「1,025」を「1,024」に改め、同款老人福祉費の項中「1,056」を「1,054」に、「1,024」を「1,023」に、「12,534」を「13,645」に改め、同款児童福祉費の項中「1,057」を「1,055」に、「1,025」を「1,024」に、「412」を「522」に、「24,716,713」を「31,300,579」に、「43,318」を「46,390」に改め、同部衛生費の項中「1,058」を「1,056」に、「1,025」を「1,024」に、「994」を「1,048」に改め、同部清掃費の項中「566」を「598」に改め、同部経済労働費の項中「1,058」を「1,052」に、「1,025」を「1,022」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,663」を「1,852」に改め、同款都市整備費の項中「224」を「221」に改め、同款道路橋りょう費の項中「163」を「168」に改め、同款公園費の項中「0,260」を「0,266」に、「0,740」を「0,734」に、「2,064」を「2,148」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,2684」を「0,3374」に、「0,7316」を「0,6626」に、「282,900」を「357,900」に、「51,714,000」を「65,418,000」に、「179,138,000」を「226,610,000」に、「92,063,400」を「99,847,000」に、「19,600」を「24,800」に、「32,700」を「41,400」に、「1,168,000」を「1,478,000」に、「236,900」を「261,200」に、「391,351,500」を「494,991,000」に、「328,536,000」を「362,799,000」に、「84,375,000」を「106,725,000」に、「49,050,000」を「54,200,000」に、「10,500,000」を「13,275,000」に、「157,650,288」を「257,913,500」に、「33,086,100」を「42,721,100」に、「167,125,000」を「211,413,000」に、「76,767,600」を「83,258,000」に、「49,359,000」を「62,439,000」に、「202,600,900」を「256,254,600」に、「170,081,600」を「187,819,400」に、「306,000」を「388,000」に、「67,500,000」を「85,380,000」に、「39,240,000」を「43,360,000」に、「8,400,000」を「10,620,000」に改め、同款中学校費の項中「0,2814」を「0,3361」に、「0,7186」を「0,6639」に、「282,900」を「357,900」に、「66,126,000」を「83,649,000」に、「167,125,000」を「211,413,000」に、「76,767,600」を「83,258,000」に、「19,600」を「24,800」に、「32,700」を「41,400」に、「1,168,000」を「1,478,000」に、「236,900」を「261,200」に、「366,549,800」を「463,621,200」に、「307,715,200」を「339,806,800」に、「101,250,000」を「128,070,000」に、「58,860,000」を「65,040,000」に、「12,600,000」を「15,930,000」

に、「199,372,944」を「274,069,889」に、「322,100」を「407,400」に、「143,200」を「158,200」に、「135,840,000」を「171,800,000」に、「57,280,000」を「63,280,000」に、「800,000」を「1,200,000」に改め、同款その他の教育費の項中「0,796」を「0,801」に、「0,204」を「0,199」に、「1,879」を「1,932」に、「486,873,750」を「496,047,000」に、「696」を「704」に、「144」を「182」に、「3,215」を「3,444」に、「727,033,810」を「767,386,940」に、「0,438」を「0,446」に、「0,562」を「0,554」に、「162,177」を「207,661」に、「5,292」を「5,637」に改め、
別表第四中「1,042971275」を「1,024135817」に、「1,360178」を「0,9389145」に、「1,04364639」を「1,0401704」に、「1,03882524」を「1,11265782」に、「1,17881646」を「1,1132883」に、「1,0611844」を「1,1329726」に、「0,9834988」を「1,13940275」に、「69,287834」を「69,287828」に、「83,53044385」を「84,142006」に、「1,2236」を「1,0848」に、「1,293935」を「1,18895966」に、「0,954449」を「0,95245802」に、「0,979587」を「1,0179381」に、「1,595738」を「1,0577669」に、「1,213366」を「1,2032728」に、「1,010903」を「1,04194」に改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和六年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

告 示

●東京都告示第八百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年八月十四日

東京都多摩建築指導事務所長 茂 木 竜 一

一

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市諏訪二丁目一番一から同番七
まで、二番、三番一から同番十二ま
で、四番、七番から十番まで、諏訪
三丁目一番、二番、同番二、三番、
四番、同番二から同番四まで、五番、
十一番、十八番、同番二、十九番の
一部及び二十番

二

認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（立川市錦
町四丁目六番三号）

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和6年8月14日

東京都収用委員会
会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第136
号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和6年8月1日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都足立区 本木二丁目	2220番33	宅地	㎡ 203.77	㎡ 204.66	㎡ 181.71	牛木幸雄 （持分2分の1）	東京都足立区栗原二丁目 7番3-303号				別図のとおり
						牛木光弘 （持分2分の1）	東京都足立区本木二丁目 13番3号				

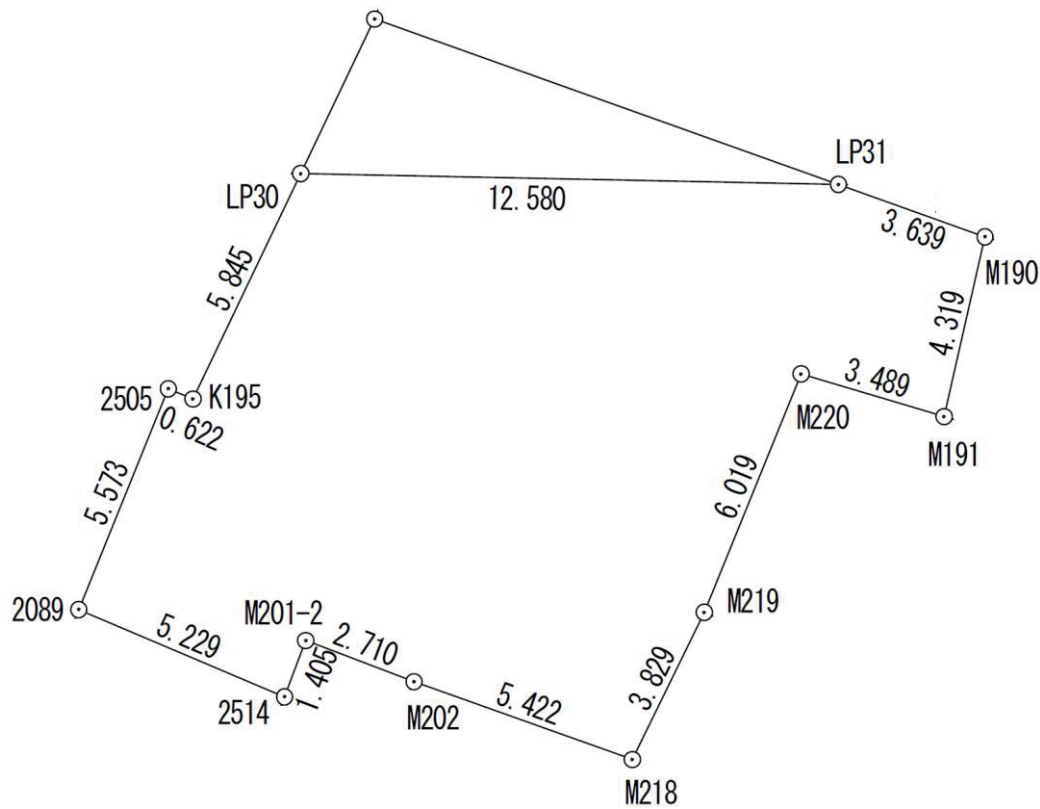
--

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都足立区本木二丁目 2220 番 33 のうち

181.71 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
LP30	-26526.730	-4157.476	20866.372044
K195	-26532.003	-4159.999	20937.274967
2505	-26531.763	-4160.573	20486.661452
2089	-26536.927	-4162.669	30000.355483
2514	-26538.970	-4157.855	3026.918440
M201-2	-26537.655	-4157.360	-1471.705440
M202	-26538.616	-4154.826	11554.571106
M218	-26540.436	-4149.718	-6726.692878
M219	-26536.995	-4148.038	-37407.006684
M220	-26531.418	-4145.773	-18979.348794
M191	-26532.417	-4142.430	-13305.485160
M190	-26528.206	-4141.470	-22500.606510
LP31	-26526.984	-4144.898	-6117.869448
倍 面 積			363.438578
面 積			181.7192890
地 積			181.71 m ²

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

一 本号
箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一

電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一

電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051